

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則	二五
○福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則	二五
○福島県児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	二五
告示	二七
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	二七
○道路の区域を変更する件六件	二七
○道路の供用を開始する件二件	二七

規 則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則及び福島県児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項第三号中「新公立病院改革プラン（平成二十七年三月三十一日付け総務省自治財政局長通知による新たな公立病院改革ガイドラインに基づいて策定された公立病院改革プラン。以下「新公立病院改革プラン」という。）」を「公立病院経営強化プラン（令和四年三月二十九日付け総務省自治財政局長通知による持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づいて策定された公立病院経営強化プラン。以下「公立病院経営強化プラン」という。）」に、「当該新公立病院改革プラン」を「当該公立病院経営強化プラン」に改める。

別表第二財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項第三号中「新公立病院改革プラン」を「公立病院経営強化プラン」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第二条第一項の財政健全化事業枠に係る資金については、なお従前の例による。
- 令和五年度末までに改正後の別表第一財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項第三号（以下この項において「当該規定」という。）に規定する公立病院経営強化プランを策定するための作業に着手している市町村（二部事務組合を組織する市町村を含む。以下この項において同じ。）については、令和四年度及び令和五年度に限り、当該規定に規定する公立病院経営強化プランを策定している市町村とみなす。この場合において、当該規定中「実施する」とあるのは、「実施する又は実施する予定の」とする。

（市町村財政課）

福島県規則第三号

福島県児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島県児童相談所条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第四十一号）の施行期日は、令和五年一月三十日とする。

（児童家庭課）

告 示

福島県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか一二一筆
- 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字上二九番地先から同 郡同 村大字渡瀬字関下一二五番地先まで	変更前 A 七・〇〇 三〇・五	敷地の幅員 (メートル) A 七・〇〇 三〇・五	延長 (メートル) 一、五七四・〇
	東白川郡鮫川村大字渡瀬字上二九番地先から同 郡同 村大字渡瀬字関下一四番一地先まで	変更後 B 九・二〇 六七・八	敷地の幅員 (メートル) B 九・二〇 六七・八	延長 (メートル) 一、六二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字青生野字江堀五二番地先からいわき市田人町旅人字前山七番地先まで	変更前 A 七・五〇 六一・九 六一・五〇 八六・六	敷地の幅員 (メートル) A 七・五〇 六一・九 六一・五〇 八六・六	延長 (メートル) 一、七二〇・〇 二、七二〇・〇
		変更後 B 一〇・五〇 八六・六	敷地の幅員 (メートル) B 一〇・五〇 八六・六	延長 (メートル) 二、七二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三九九号	相馬郡飯館村二枚橋字本町一八五番一地先から同 郡同 村二枚橋字本町二八五番一地先まで	変更前 A 六・五〇 二八・二	敷地の幅員 (メートル) A 六・五〇 二八・二	延長 (メートル) 六六〇・五
		変更後 B 一〇・四〇 二八・二	敷地の幅員 (メートル) B 一〇・四〇 二八・二	延長 (メートル) 七六六・二

福島県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 境山林四番一二地先か ら	変更前 変更後	五・七〇 一〇・二〇	三二四・二二
	双葉郡浪江町大字津島 字水境三七番二三地先 まで	変更後	一一・二二 一八・九	三二四・二二

(道路計画課)

福島県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 境山林四番一二地先か ら	変更前 変更後	一一・二二 一八・九	三二四・二二
	双葉郡浪江町大字津島	変更後	一一・二二	三二四・二二

字水境三七番二三地先
まで

一八・九

(道路計画課)

福島県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字上川 内字早渡二七九番一 地先から	変更前 変更後	四・五〇 二六・〇	一、七七〇・〇
	同 郡同 村大字上川 内字町分三四四番一 地先まで	変更後	四・五〇 二六・〇 八・八〇 六三・五	一、七七〇・〇 一、〇四五・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字青生野字青生 野一三五番地先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野 国有林一三二林班か小班地先まで	令和五年一月二四日

福島県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町山木屋字境山林四番 一、二地先から 双葉郡浪江町大字津島字水境三七 番一、二地先まで	令和五年一月二十四日

(道路計画課)

(道路計画課)